

Researcher Mobility Grant 報告書

<招聘教授・研究員の情報 / Guest Professor・Guest Scholar>

1. 氏名/Name

BENZINA, Samy

2. 所属機関・職名/Affiliation (Home Organization)・Position

University of Poitiers, Full professor of Public Law

3. 研究期間（入国日～出国日）/Period of Stay（from the date of entry to departure）

2026/7/13~2026/7/22

4. 専攻/Field of Research

Constitutional Law

5. ホスト教員氏名と所属学部研究科等/Name of host teacher and affiliation

江藤英樹、法学部

6. 講演会の概要（タイトル、日時、場所、参加人数、内容）

※20日間の場合は2回分ご記載ください。

/Outline of the lecture (title, date and time, place, number of participants, content)

※If the invitation period is 20 days, please write about two lectures.

10日間のプログラムではあるが、2回講演会を実施したので2回分記載します。

1「1958年以降のフランスにおける合憲性審査：波乱に満ちた歴史を振り返る」

（2026年7月15日、和泉キャンパス LS402、約250人参加）

1958年憲法（現行憲法）によって創設された違憲審査機関である憲法院の歴史を辿りながら、まずは当初は人権保障機関として捉えられていなかった同機関が人権保障機関としての地位を確立する経緯について論じられた。その後、2008年憲法改正により、事後審査機関としての任務をも担うことになったことについても論じられた。実施したアンケートを見る限り、参加者（学生）の評価は高かったように思われる。

2「フランスの特異な事例：憲法院の政治的構成」

（2026年7月17日、駿河台キャンパス、リバティー・タワー1096教室、約30人参加）

法律の合憲性を審査する司法機関は、法的専門知識を有する者によって構成されるのが通常であるが、フランスの場合にはそれらが要件とされておらず、ゆえに違憲審査機関としてはかなり特異な存在となっていることを前提に、プラス面、マイナス面を含め多面的に論じられた。質疑応答も充実したものとなった。

7. 研究課題、研究概要、研究期間中の活動実績 / Research Theme, Outline, Results

ホスト教員は、憲法院の人的構成が判決に与える影響について、資料を収集してきた。その中には、パリの古文書館にて入手した憲法院の判決の審議録原本がある。私の理解では、憲法院判事らの議論には一部意図的に審議録には収録されなかった部分があると認識していた。その点についての仮説を述べ、それに対するベンジーナ氏の見解を聞き、一定の理解

が進んだように思われる。次に、このことを前提に次の段階として判決の正当性を担保する手法についての意見交換を行った。ベンジーナ氏の 2 つ目の講演テーマがまさに私が研究対象としているこの点について、別の角度から示唆を与えるものであった。以後、連絡を取り合いながら共に研究していく約束をした。

7 月 13 日(月) 来日

7 月 14 日(火) 講演に向けた準備

7 月 15 日(水) 講演（和泉キャンパス 水曜日 4 限 憲法（統治 1）の授業内）

7 月 16 日(木) 審議録研究（1 回目）

7 月 17 日(金) 講演会

7 月 18 日(土) 審議録研究（2 回目）

7 月 19 日(日) 休日

7 月 20 日(月) 今後の研究方針について意見交換（午後）

7 月 21 日(火) 今後の研究方針について意見交換（終日）

7 月 22 日(水) 帰国